



中国における事業者結合申告の最新動向 ～独禁法弁護士による実務的観点からの一考察～

方達法律事務所 韓亮(Michael Han)
michael.han@fangdalaw.com

2018年11月

過去十年間における中国の事業者結合申告法執行に関するデータ



審査が終了した申告案件
2283件



審査が終了した取引の金額
40万億元超



条件付認可案件
38件



未申告に対する処罰案件
28件



禁止された申告案件
2件

データの出所: ①国務院独禁法委員会委員、秘書長甘霖による2018年8月1日の「2018年中国競争政策フォーラム」における発言
②商務部(MOFCOM)及び国家市場監督管理総局(SAMR)のウェブサイトにおける公開情報(2018年10月8日現在)。

一、MOFCOM/SAMRが審査を終了した申告案件の概況

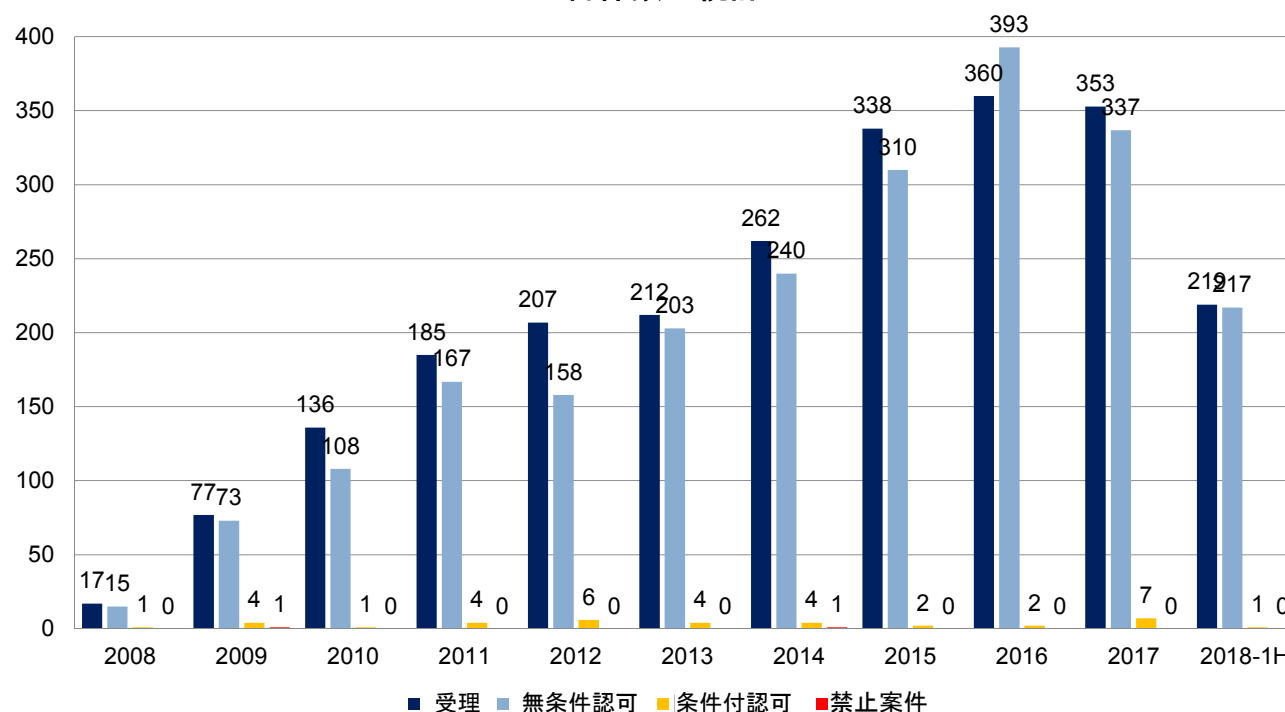
◆ 事業者結合の申告件数は年々増加している。受理数は2009年の77件から2017年の353件に増え、無条件認可の件数は2009年の73件から2017年の337件に増加している。

◆ 中国は徐々に米国やEUと並び、世界において最も影響力を有する司法管轄区となっている。

◆ 現時点において、中国で結合が禁止された申告案件は2件(コカ・コーラによる匯源果汁の買収案件及びP3ネットワーク案件)のみであり、禁止案件の比率はEUより低い(1999年9月から2018年6月までの間にEUが結合を禁止した申告案件は27件であり、7037件の申告件数の0.38%を占める)。

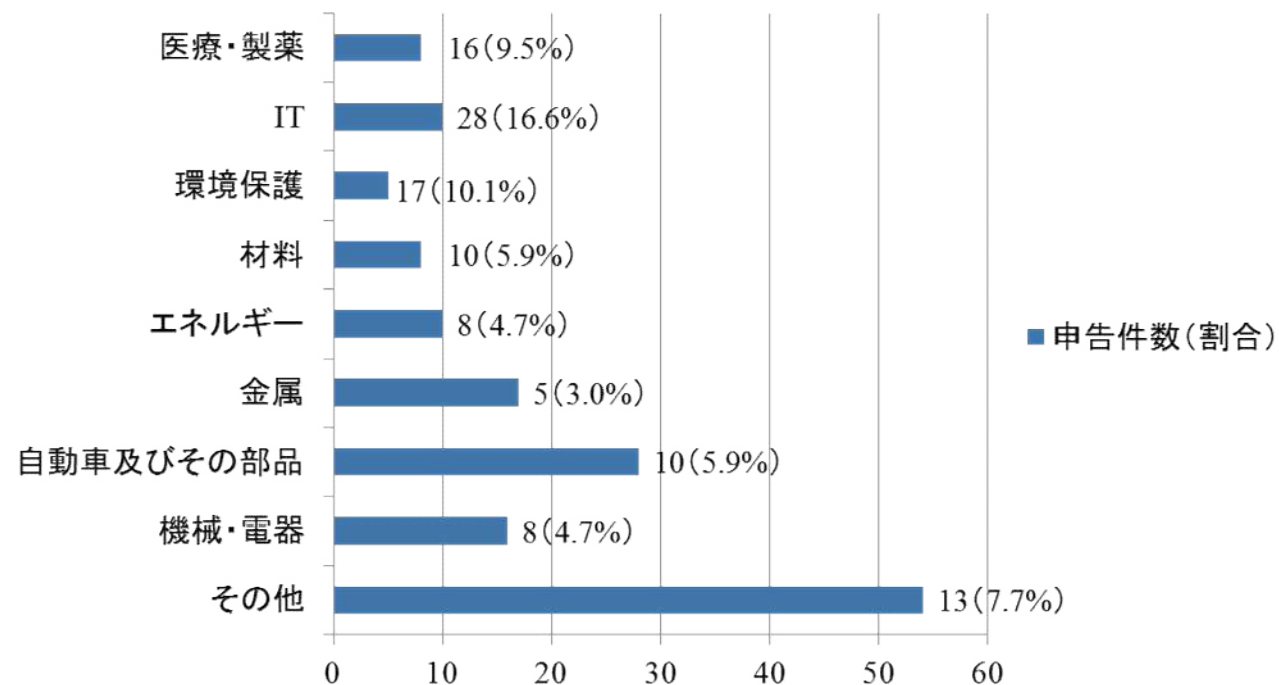
◆ EUの事業者結合に関するデータの出所: 欧州委員会競争総局が公表したデータ
<http://ec.europa.eu/competition/mergers/statistics.pdf>

2008年から2018年上半期においてMOFCOM/SAMRが審査した事業者結合件数の統計



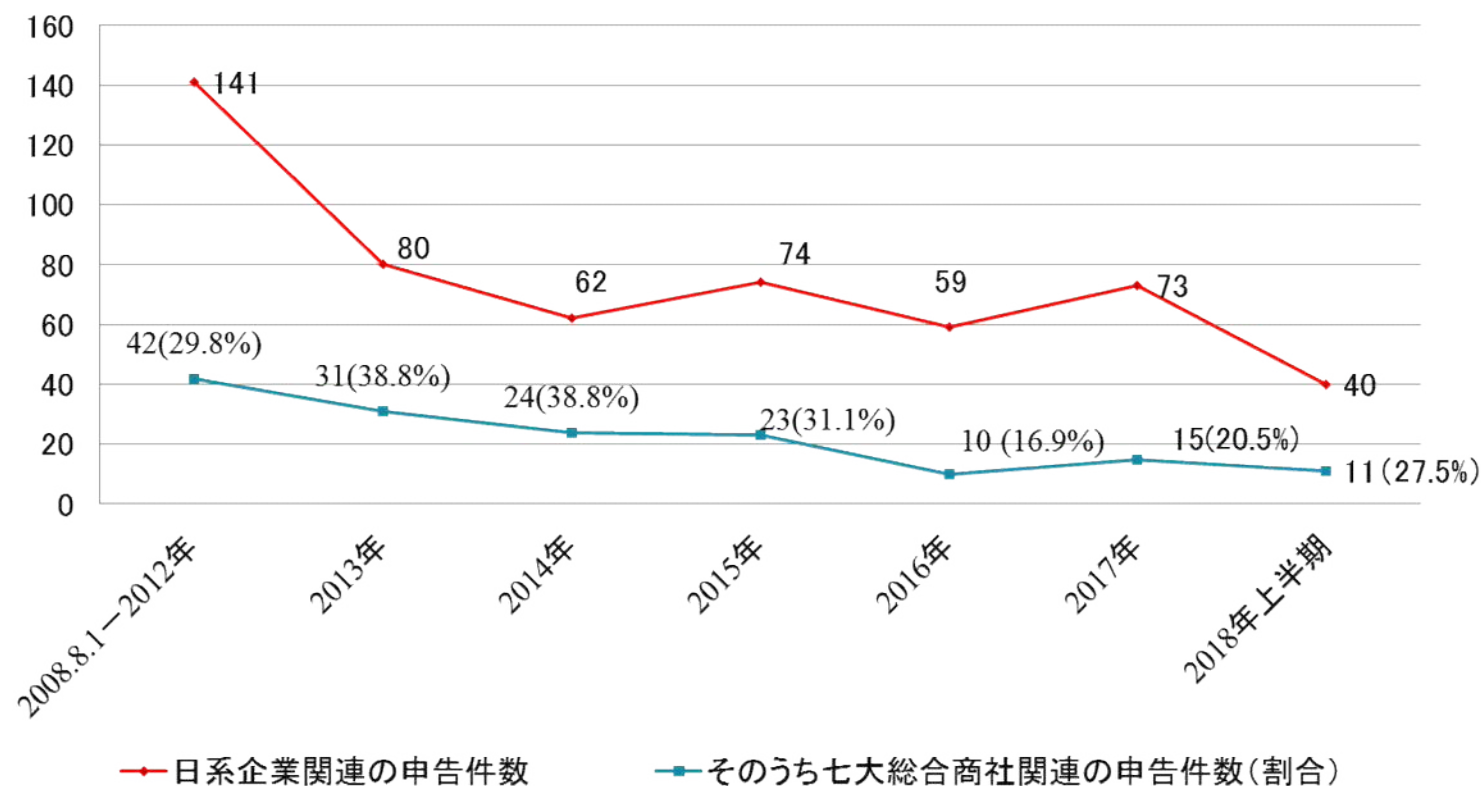
一、MOFCOM/SAMRが審査を終了した申告案件の概況

日系企業による申告の取引分野
(2016年1月1日-2018年6月30日)



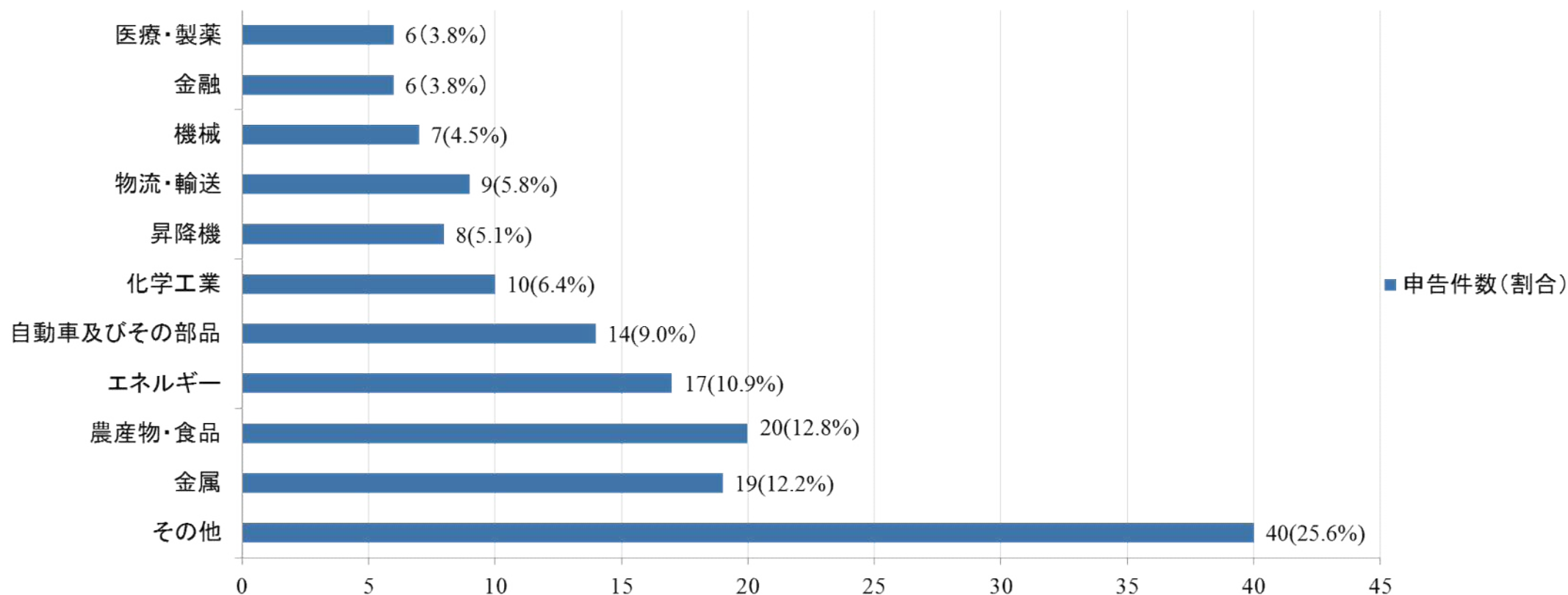
一、MOFCOM/SAMRが審査を終了した申告案件の概況

➤ 日本七大総合商社による申告件数の統計(2008年8月1日-2018年6月30日)



一、MOFCOM/SAMRが審査を終了した申告案件の概況

➤ 日本七大総合商社による申告の取引分野(2008年8月1日-2018年6月30日)

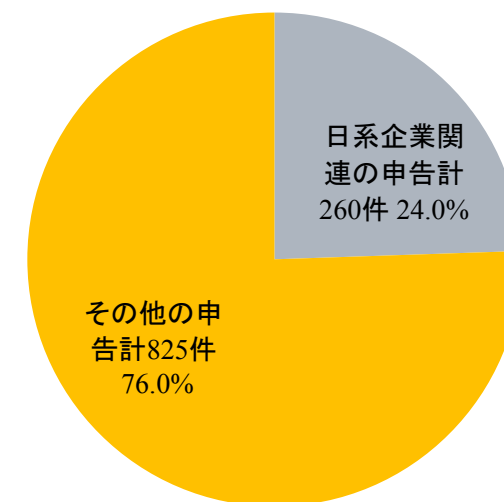


二、簡易手続の適用状況

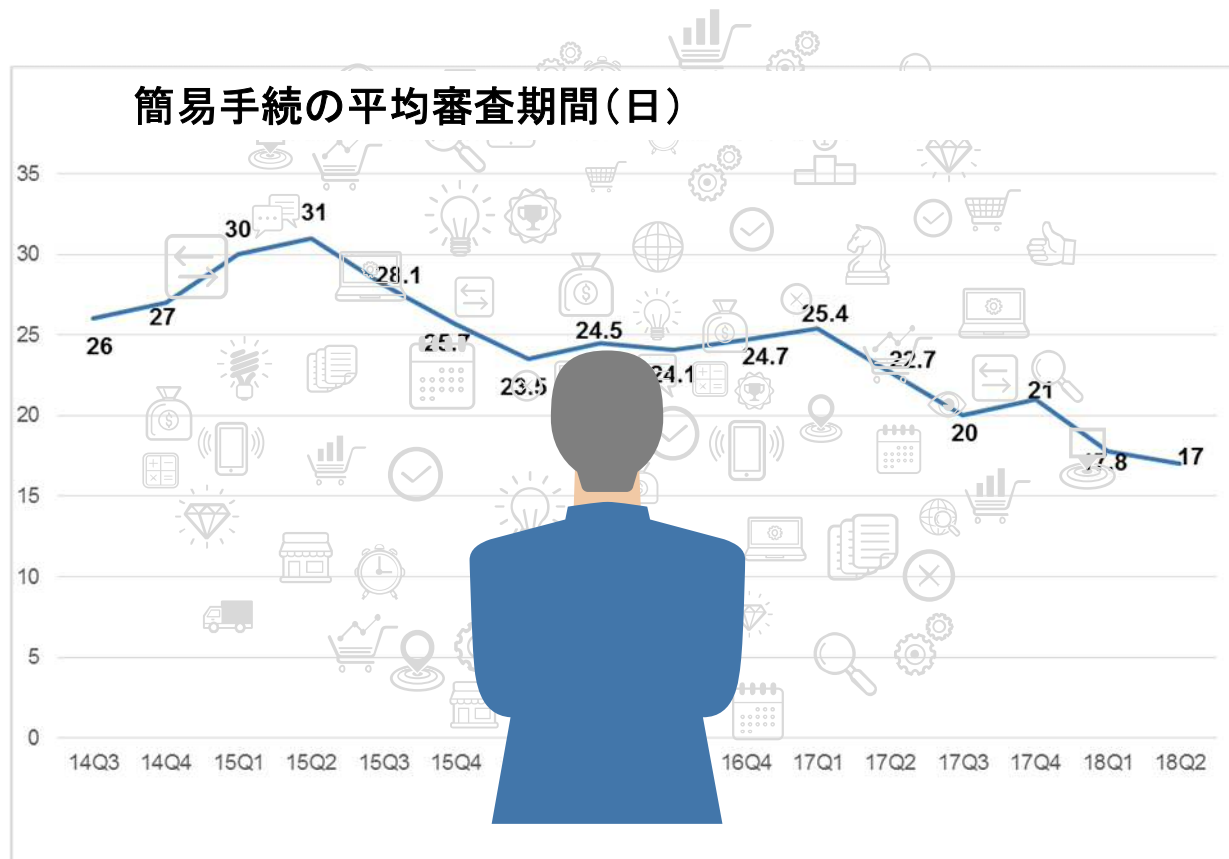
➤ 簡易手続適用の申告件数

公示 時期	認可 総件数	簡易手続 公示件数	認可案件に おける簡易 手続の割合	日系企業関連 の簡易手続公 示件数	簡易手続における 日系企業関連の割 合
2014年	240	78	35.0%	25	29.8%
2015年	314	253	82.2%	68	26.4%
2016年	353	270	76.5%	56	20.7%
2017年	344	272	79.1%	63	23.2%
2018年 上半期	192	160	83.3%	37	23.1%
総計	1443	1033	71.6%	249	24.1%

2018年8月31日までに
公示された簡易申告



二、簡易手続の適用状況

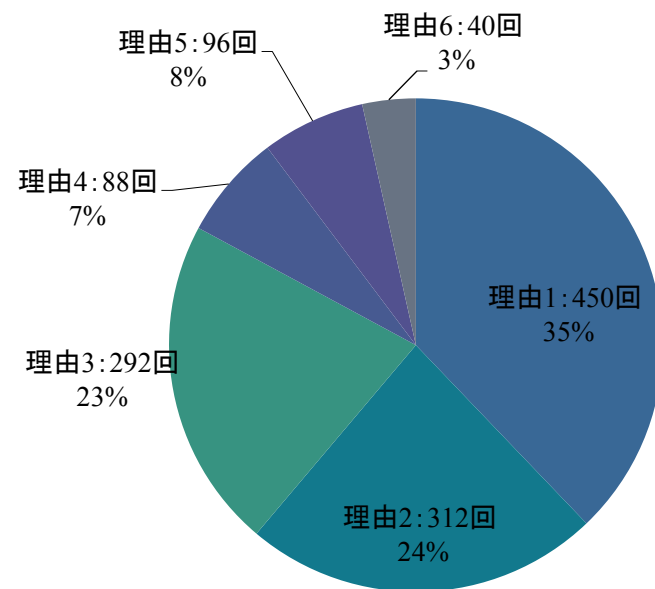


- ◆ 簡易手続の導入は企業の申告に係る負担を大幅に減らした。
- ◆ 商務部が審査した初の簡易案件は2014年5月22日に公示されたロールス・ロイスによるロールス・ロイスパワーシステムの買収案件である。当該申告の正式受理から認可までの期間は僅か19日であった。
- ◆ 2014年-2018年上半期の趨勢から見ると、簡易申告の平均審査期間は短縮される傾向にある。2018年第二四半期現在において、簡易案件の平均審査期間(正式受理から認可まで)は2015年第二四半期の31日から17日まで短縮された。これは、簡易手続が審査の効率化を目標とすることを更に示すものである。
- ◆ 簡易申告は当局のウェブサイトにおいて公示する必要があるため(取引概要、結合に参加する事業者の概要、簡易手続を申請する理由など)、利害関係者は当該案件の状況を知ることができ、それにより、審査の透明度が高まる。

注:①完全な審査期間は公示開始日から審査終了日までである。
②データの出所:PaRRによる公開統計データ及びMOFCOM/SAMRの公開情報。

二、簡易手続の適用状況

➤ 簡易手続適用を申請できる6つの理由が選択された回数(2018年8月31日までの統計)

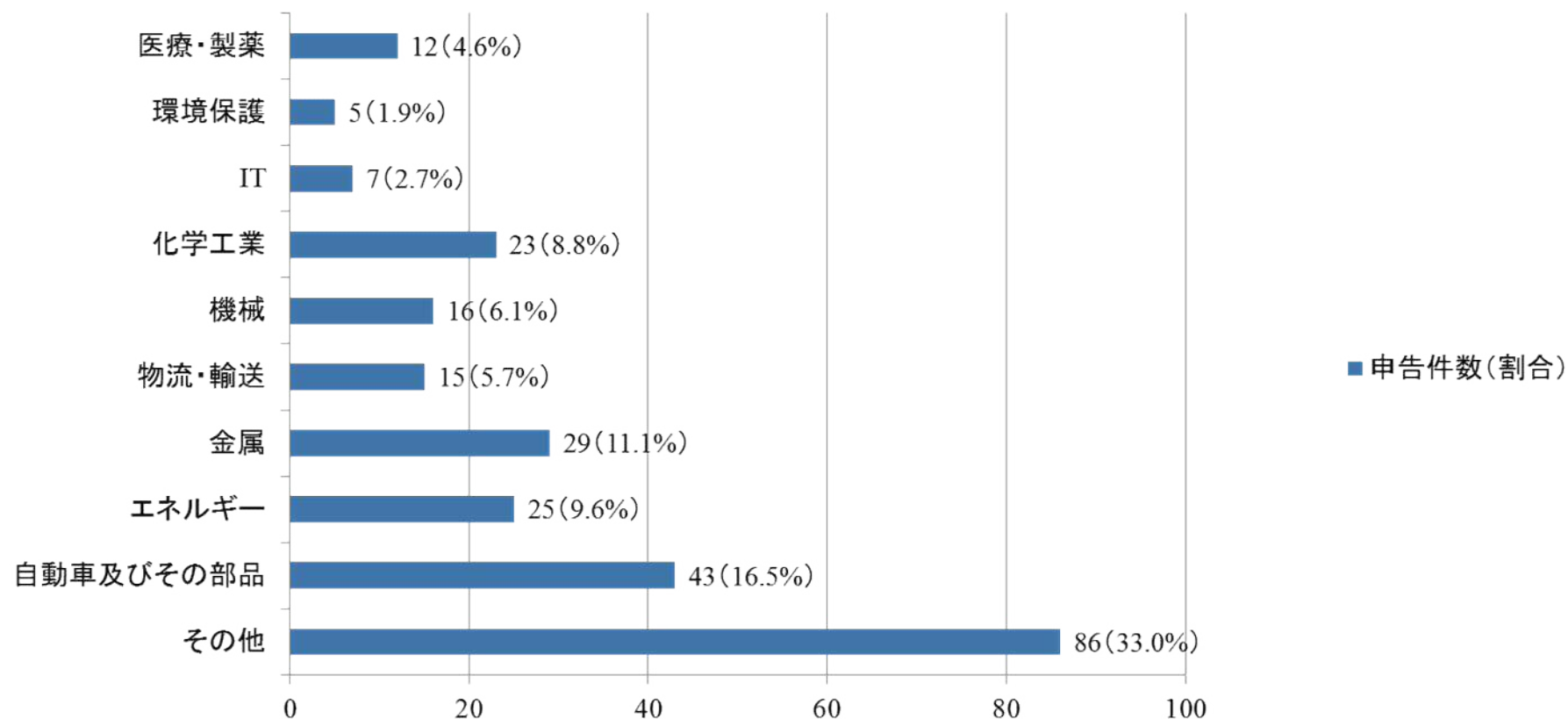


☆理由4及び/又は理由5で提出した簡易手続申告(中国国外での取引)は180件を超えている。

- 理由1: 結合に参加する全ての事業者の同一関連市場におけるシェア合計が15%を下回ること
- 理由2: 結合に参加する事業者が川上川下関係にあり、川上、川下の市場におけるシェアがいずれも25%を下回ること
- 理由3: 結合に参加する事業者が同一関連市場及び川上川下関係になく、取引に関連するそれぞれの市場におけるシェアがいずれも25%を下回ること
- 理由4: 結合に参加する事業者が中国国外で合併会社を設立し、その合併会社が中国国内で経済活動を行わないこと
- 理由5: 結合に参加する事業者が外国企業の持分又は資産を買収し、その外国企業が中国国内で経済活動を行わないこと
- 理由6: 2つ以上の事業者が共同で支配する合併会社が、結合によりそのうちの1つ又は1つ以上の事業者に支配されること

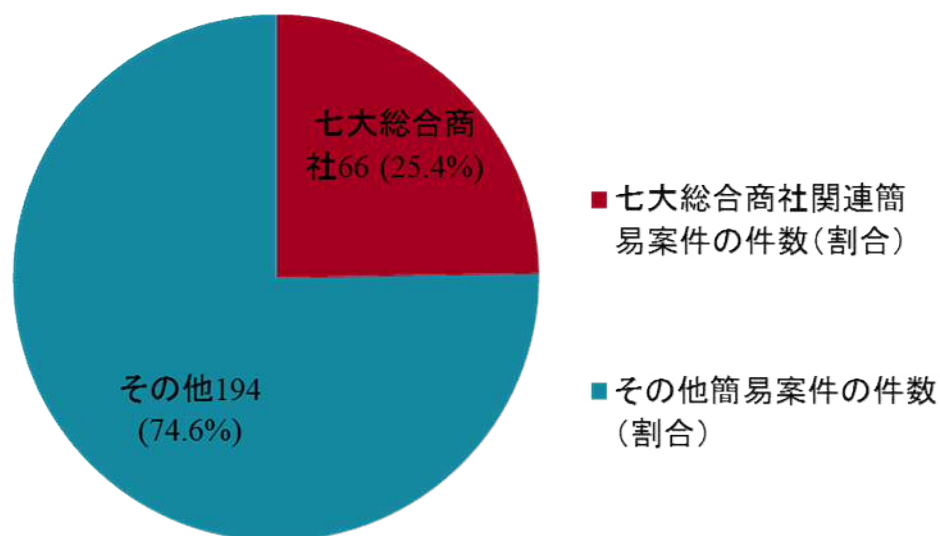
二、簡易手続の適用状況

➤ 日系企業による簡易手続申告の取引分野(2018年8月31日まで)



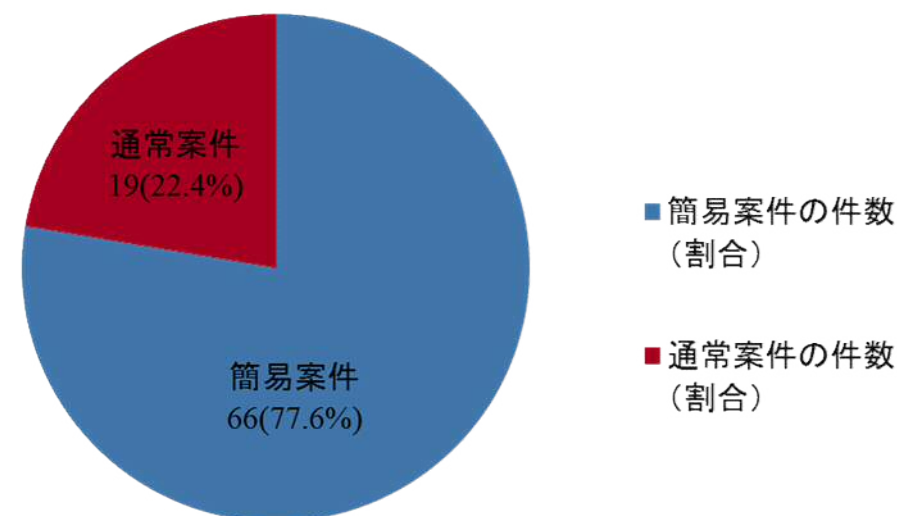
二、簡易手続の適用状況

- 日系企業関連簡易案件における七大総合商社関連簡易案件の割合(2018年8月31日まで)



2018年8月31日までににおける日系企業関連簡易案件は計260件である。

- 七大総合商社関連案件における簡易案件の割合(2018年8月31日まで)



2018年8月31日までににおける七大総合商社関連案件は計85件である。

三、条件付認可案件

◆ 電子通信、医薬・生命科学、化学・化学工業等のハイテクノロジー業界が条件付認可案件の重点分野となっている

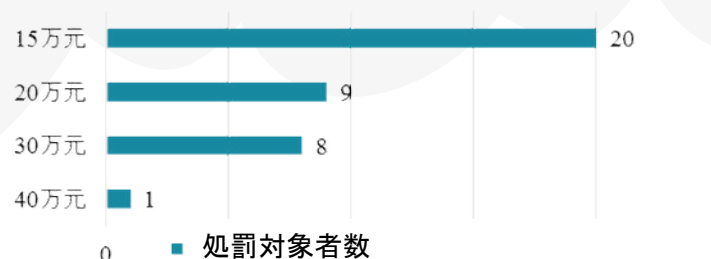
◆ 日系企業関連の条件付認可案件:

- I. 三菱レイヨン/ルーサイト(2009): 化学・化学工業
- II. パナソニック/三洋(2009): 電子設備(電池)
- III. ウェスタン・デジタル/日立グローバル・ストレージ・テクノロジーズ(2012): 電子通信
- IV. 丸紅/ガビロン(2013): 農業
- V. 科力遠/トヨタ/PEVE/新中源/豊田通商(2014): 自動車及びその部品(自動車用ニッケル水素電池)

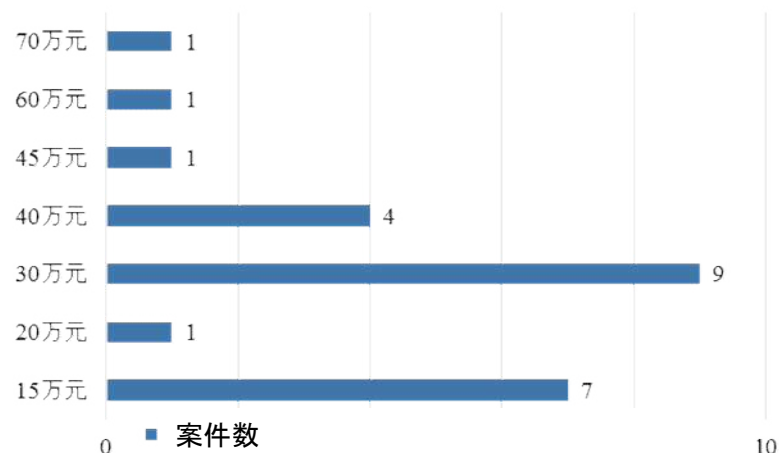


四、未申告案件

課徴金金額/処罰対象者



課徴金金額/処罰決定



- ◆ MOFCOM/SAMRは、これまで、未申告案件に関し、計25件の処罰を行い、計38の事業者に対し、15万元乃至40万元の課徴金を課した。そのうち、ボンバルディア及び新誉集団による合併企業設立案における課徴金が最高額であり、新誉集団及びボンバルディアはそれぞれ30 万元、40 万元の課徴金を課された。
- ◆ 処罰決定は、未申告行為の性質、程度等多くの考慮要素の影響を受ける。自主的に事後申告を行い、積極的に調査に協力する対象者に対し、独禁法当局は軽く罰する。一方で、故意に申告を行わず、既に申告を行わずに取引を実施した、又は再犯である対象者に対し、独禁法当局は重く罰する。
- ◆ 未申告案件の平均審査期間は252日（約8-9月）であり、条件付認可案件又は結合禁止案件よりも長い。
- ◆ 第三者による告発及び企業による自首が未申告案件調査開始の2つの主因である。

五、新興産業(TMT業界)に対する審査

- 関連市場の画定が困難である
- 変動が激しい業界において、市場シェアの競争の程度に対する意味を如何に理解するか
- ビッグデータの競争分析に対する影響に関する定説がない
- 参考となる典型的な公開事例がない



新興業界に関する競争分析には未だに難点が存在する



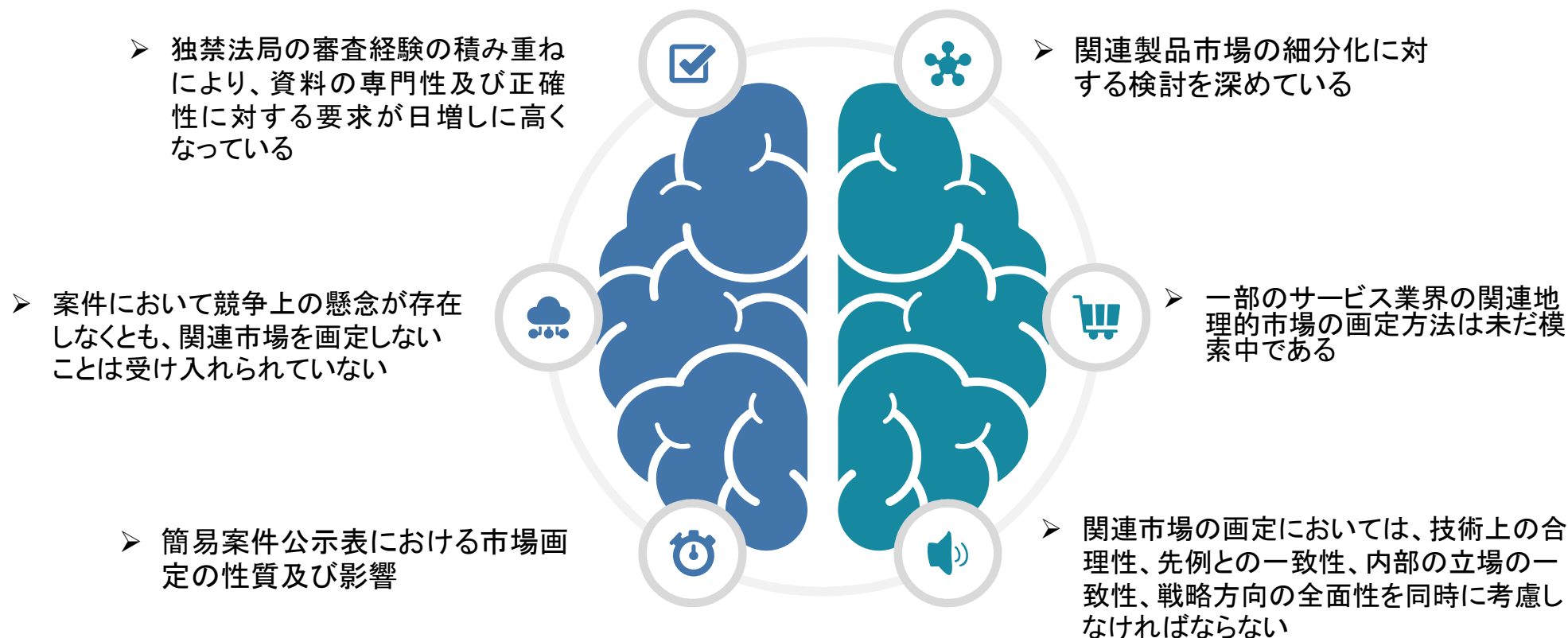
新興産業に対し、独禁法当局は全体的に「慎重に監督管理」する態度を取っている



VIEの問題により、現時点において新興業界の申告数量が少なく、事例に欠ける

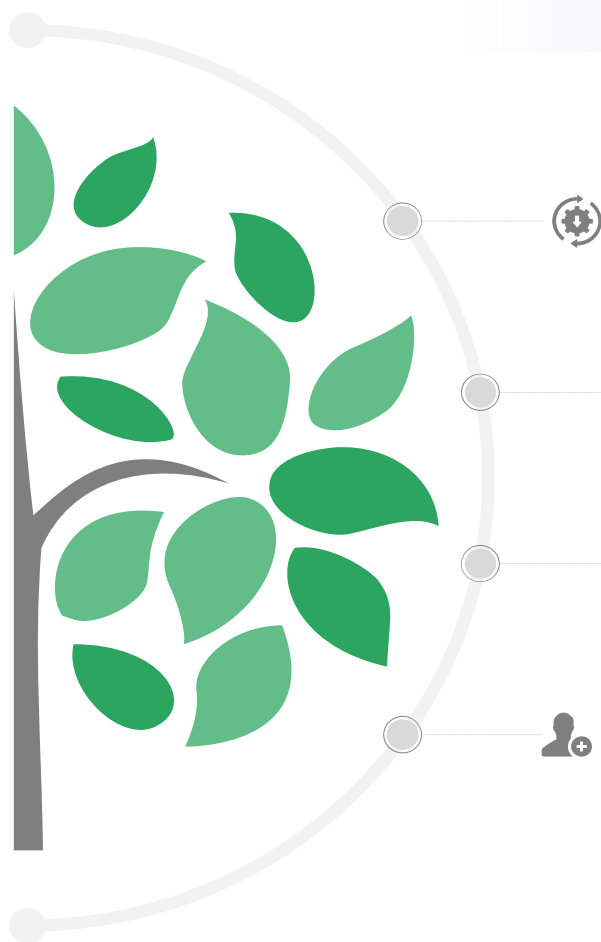
六、独禁法当局による案件審査における注目ポイント

関連市場の画定——実質的審査の起点



六、独禁法当局による案件審査における注目ポイント

市場シェアデータの正確性——競争分析の礎



- 市場画定の細分化とデータの入手可能性に矛盾が存在する。第三者データ会社には高度に細分化された市場のデータを作成する動機がない一方、当局は取引に競争上の懸念が存在するか否かを全面的に審査するために最も細分化された市場における各事業者の市場シェアを把握することを望んでいる。
- 確実なデータソースを見つけることが依然として困難であり、データのカスタマイズはコストが高い。
- 一部の業界協会及び第三者データ会社はデータを対外的に提供していない。企業は当局に対し業界協会から市場シェアの情報を取得するよう申請することができるのか？当局は業界協会又は第三者データ会社に対し、データを提供するよう要求する権力を有するのか？
- 企業内部の市場シェアの試算は重要なデータソースである。内部試算が信憑性に欠ける場合、審査期間を延長され、虚偽情報を提供したと疑われるリスクを招く可能性がある。疑われるリスクを減らすためには、内部試算の計算方法及びデータの出所について詳細に論証・説明を行わなければならない。

六、独禁法当局による案件審査における注目ポイント

利害関係者の意見——無視できない影響要素

利害関係者の意見は審査結果に大きな影響をもたらす



意見募集の手續は長引く可能性がある

利害関係者のフィードバックには、技術的なもの（例えば市場画定の方法、シェアの計算の正確性に関する意見など）及び実質的なもの（例えば、取引は原材料コストを高める可能性がある、国内の産業発展に影響する可能性があるなど）がある



利害関係者と合理的かつ有効な話し合いを行うことは案件の推進に有益である

一般的に、競争者利害関係者には、業界主管部門、業界協会、顧客、サプライヤー、競合他社が含まれる



七、機関統合が事業者結合申告に与える影響

- 内部の情報共有体制が不明であり、申告において提出した書類がその他の独禁法調査を誘発する可能性が排除できない
- 事業者結合申告審査においては更に独禁関連問題に注目し、産業政策及び貿易政策による影響が制限されるのではないか
- 企業は、肝心な問題に対する立場（関連市場の画定方法、市場参入の難易度に対する判断、市場シェアデータの統計方法、競合他社の認定等）を全面的に考慮する必要がある
- 進行中の独禁調査が通常の事業者結合申告の時限に影響する可能性があるか
- 異なる機関の過去における法執行先例（例えば、過去において、NDRC及びSAICによる薬品の市場画定は全般的にMOFCOMより狭かった）が如何に引き継がれるか



国家市场监督管理总局

State Administration for Market Regulation



ご清聴いただき
ありがとうございました。

方達法律事務所 韓亮(Michael Han)
michael.han@fangdalaw.com

2018年11月